告 示

埼玉県告示第五百三十三号

とい の 規 条の二第一項の規定による指定介 自 <u>\frac{1}{1}</u> 邦 0 四条第四項に 生活保護法 . う。 とおり 定により同条第 の支援に関する法律 人等の円滑な帰国の促進並びに 辞退 第十四条第四 (昭和二十五年法律第百四十四号) の届 お V 出が 一項 てその例によ 1項におい あ 0 (平成六年法律第三十号。 った。 指定を受けたもの 護機関 てその るも 永住帰国 \mathcal{O} 例に とされた生活保護法第五 (同条第二項及び中国残留邦 とみなされた介護機関を含む。)から、 よるものとされた生活保護法第五十四 した中国残留邦人等及び特定配偶 第五十四条 以下 「中国残留邦 の二第一 十四条 項及 人等支援法第 人等支援法」 の二第二項 び 中国 者 残

令和七年六月二十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

吉良歯科医院	名称
入間市仏子九三七	所在地
居宅療養管理指導	サービスの種類
令和七年六月三十	辞退年月日